

長崎労働基準監督署発表  
令和5年11月20日(月)

令和5年11月20日(月)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 森藤 卓朗

○ 第1方面主任監督官 田中 幸彦  
(電話) 095 - 846 - 6391 (17時15分まで)  
(電話) 095 - 846 - 6354 (17時15分以降)

報道関係者 各位

## 最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 所定支払日までに賃金を全額支払わなかった疑い～

長崎労働基準監督署(署長 中里 晋)は、本日、個人事業主Aを、最低賃金法違反の疑いで、長崎区検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

本件は、労働者2名に対し、令和4年12月22日から令和5年3月21日までの間の賃金を、その所定支払日に全額支払わなかった疑い。

#### 1 被疑者

個人事業主A

所在地：長崎県長崎市夫婦川町

事業内容：飲食店

#### 2 違反条文

最低賃金法違反

同法第4条第1項(最低賃金以上の支払義務)

同法第40条(罰則)

#### 3 被疑内容

被疑者個人事業主Aは、長崎市内にある同人が運営していた飲食店にて、労働者2名を雇用していました。この2名の労働者に対して、令和4年12月22日から令和5年3月21日までの賃金を、所定支払日に、長崎県最低賃金(1時間853円)以上支払わなければならないのに、その全額を支払わず、最低賃金額以上の賃金を支払わなかった疑いがあるものです。

なお、現在当該飲食店は事実上倒産し、閉店しています。

#### 4 その他

最低賃金法第4条第1項は、使用者に対し、労働者に法定の最低賃金額以上の賃金を支払う義務を課しています。本件の労働者は2名とも長崎県内の飲食店で勤務していたので、令和4年10月8日から1時間853円という地域別最低賃金が適用されます。

最低賃金法は、すべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たす、重要なものです。

当署は、賃金を支払わないまま労働者を雇用することは、労働者の生活を脅かす行為であり、厳格に対処すべきと考えていますので、今後も同様の事案に対して送検も視野に入れた対応を行う方針です。

なお、長崎労働局管内において直近10年（平成25年度以降）に検察庁に送致した最低賃金法違反事案は、本件を含めて30件（うち長崎労働基準監督署7件）となっています。

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

**第四条** 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(罰則)

**第四十条** 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。